

藤沢市政策研究室 ニュースレター

Contents

2007. **3** Vol.16

- 今月の話題 コンプライアンス≠「法令遵守」
- 研究室からの風
- お知らせ 平成 19 年度 職員研究員募集

■ 今月の話題 コンプライアンスは「法令遵守」だけではない



昨今、企業不祥事が社会的問題になる中で「コンプライアンス」が非常に意識される傾向にある。

写真は工場において賞味期限切れ材料使用が発覚し、閉店に追い込まれた F 社店舗跡である。流しの奥の「薬用ハンドソープ」にはなんともいえないやりきれなさを覚えた。いかに末端が努力しても、組織のどこかが不祥事を起こせば、その信頼の回復には非常に困難を伴う。

ホテルチェーン T 社の建築バリアフリー条例違反のケースでは、社長が違反を「軽微な制限速度違反」と例えたことが、同社の認識の甘さの発露として批判を受けた。立地のよさや簡素なサービスといった「顕在化した要請」に応える反面、福祉の向上といった「潜在的に存在する要請」を犠牲にし、法令を軽視していたのである。

では、法令を守ってさえいれば問題はないのだろうか。一酸化炭素中毒で問題になった給湯器メーカー P 社は実は法令には全く違反していない。しかし「当社は違法改造には関与していない。故に当社は非がない」という意識ゆえに対応が遅れ、事故が発生し続けることになってしまった。

一方で「水際だった対応」の例として取り上げられるのが、米国製薬大手 J 社の例だ。1982 年、子会社が製造した頭痛薬に第三者による青酸化合物混入の疑いがあるという情報が警察から発表された際、即座に会長が記者会見を行い、消費者に対して当該製品の服用をしないように訴えるとともに、販売中止、開封未開封を問わない製品回収、ホットラインの開設をおこなった。対応にかかった費用は 1 億ドル以上だったという。その後の捜査では毒物が混入されていたか判明しなかったが、それでも、異物混入ができない新パッケージを開発するまでの 6 ヶ月間販売を取りやめた。その結果、同社は消費者から「信頼できる企業」として受け止められ、現在もその地位を保っている。

郷原信郎・桐蔭横浜大学教授は近著『「法令遵守」は日本を滅ぼす』において、真のコンプライアンスは「法令遵守」だけではなく「社会的要請に応え続けること」と定義している。確かに問題を起こした各社は（形式としての）法令遵守の如何という以上に、社会的要請や社会的正義に反していたがためにその地位を失い、そして米国 J 社は自社の責任如何に関わらず、社会的責任を全面に押し出したがために信頼を失わずにすんだ。

これらの状況を俯瞰した中で、コンプライアンスを我々行政はどう解釈すべきだろうか。我々の行動原理は法令遵守であることは言うまでもないことだが、社会的要請とそれに対する回答はどう考えてきたのだろうか。「本市としては法令に沿っている以上、やむを得ない」というよく多用されるフレーズは本当に適切な対応なのだろうか。これらの事件は、そこを改めて考え直す他山の石として捉えるべきではなかろうか。

(政策研究室 稲田俊)

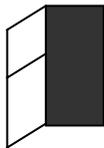
公德心か罰金か

兵庫県芦屋市議会が先ごろ、路上喫煙や飼い犬のふんの放置を禁じる条例案を全会一致で可決した。JR 駅前などを喫煙禁止区域に指定し、路上喫煙に最高5万円の過料（当面は2000円）、犬のふんの放置や落書きに最高10万円の罰金を科す。

本市も同様の条例化を目指して「骨子案」をまとめ、先ごろパブリックコメント（市民の意見）を求めた。条例案は6月議会にはかられる見通しだが、条例に罰則を設けるのかどうかは難しい問題である。中でも微妙なのは路上喫煙の扱いだろう。本市でも市民から「公德心に委ねるべき」などの声が寄せられた。

一方、平成14年11月から路上喫煙に過料適用をはじめた東京・千代田区は「モラルに訴える作戦は効果が上がらず、やむをえず罰則付き条例を設けた」としている。同区内では、ポイ捨て吸い殻は激減したという。深夜花火の禁止も含む「(仮称)藤沢市きれいな環境づくり条例」の行方に注目したい。

(政策研究室 坂井敏晃)



研究室からの風

新「相模原市」の誕生

	人口(H19/2/1現在)	面積
横浜市	3,606,902人	437km ²
	40.8%	18.1%
川崎市	1,348,143人	143km ²
	15.2%	5.9%
新「相模原市」	704,038人	329km ²
	8.0%	13.6%
他の市町村の計	3,190,738人	1,507km ²
	36.1%	62.4%
神奈川県合計	8,849,821人	2,416km ²

(注)カッコ内は構成比(小数点第2位を四捨五入)

昨年3月の津久井町、相模湖町の編入合併に続いて、3月11日に城山町、藤野町が編入合併して人口70万人となった相模原市は、3年後の政令指定都市への移行を目指しています。県とほぼ同等の事務や権限を担う政令指定都市は、今世紀に入ってから移行したさいたま市(2003年)、静岡市(2005年)、堺市(2006年)に、今年4月に移行する新潟市、浜松市が加わると合計17都市になります。

すでに横浜市と川崎市の2市で県内人口の56%を占めていますが、これに相模原市を加えると64%に(上表)。相模原市が政令指定都市に移行した場合、県の事務権限が及ぶのは県民の3分の1ほどになって、横浜市の人口を下回ります。なお蛇足ですが、都道府県で人口が最も少ないのは鳥取県の607,012人(平成17年国勢調査)です、って、今年度は人口の話題に偏っていたなあと反省しきり……。

(政策研究室 渡辺悦夫)

財政の健全を診断する新指標

「地方財政の健全化法案」である。これは竹中前総務相が唱えていた「破綻法制」の流れを受けた立法だが、今回の法案に限っていえば新指標の導入による事前予防に重点が置かれている。すなわち、すべての自治体に毎年度、健全度を表す4つの指標を公表させ、うち1つでも基準を上回ると「早期健全化計画」あるいは「財政再生計画」の策定が義務づけられるのである。4指標とは、「実質赤字比率」（対象範囲は一般会計+事業会計を除く特別会計）、「連結実質赤字比率」（一般会計+事業会計+企業会計）、「実質公債費比率」（3会計+一部事務組合・広域連合）、「将来負担比率」（第3セクターを含むすべて）である。ただし具体的な基準は明らかにされておらず、どの程度の数の自治体が計画策定を強いられることになるのか、今後とも注目してゆかねばならない。

（政策研究室 青木宗明）

問われる地方独自課税のあり方

秋田県は、「子育て新税」を導入する構想を発表した。これは、個人県民税所得割の税率に0.4%上乗せし、それを子育て支援と教育の充実に充てるというものである。神奈川県では、来年度から「水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税」として、個人県民税の均等割に年額300円、所得割に0.025%の超過負担が実施される。いずれも、個人の所得割に超過課税をするという点が特徴的である。例えば、高知県では「森林環境税」を課しているが、個人・法人とも年額500円が均等割に超過される。その高知県知事が、これと同じ仕組みで「教育税」の導入に意欲を示している。超過課税の必要性そのものとともに、「子育て」と「教育」、「水源」と「森林」といった施策の対象に課税の方法が適切であるかを検証する必要があろう。

（政策研究室 其田茂樹）

「団塊の世代」、どこへ行く

表 「団塊の世代」人口の純増減(2005-2006)

上位5団体		下位5団体	
茅ヶ崎市	99人増	相模原市	60人減
大和市	76人増	海老名市	70人減
箱根町	63人増	藤沢市	225人減
湯河原町	61人増	平塚市	360人減
厚木市	40人増	横浜市	573人減

値は、「団塊の世代」人口(2006年/1月時点) - 「団塊の世代」人口(2005年/1月時点)

(注) 神奈川県年齢別人口調査より作成

いよいよ、この春から、「団塊の世代」が大量退職を迎える。そして地域社会では、どのように「団塊の世代」を迎えるか、関心を集めている。

左に、神奈川県各自治体の2005年から2006年の「団塊の世代」（1947-49年生まれ）人口の純増減を示した表を記載した。

増加している上位自治体の一部には、箱根町や湯河原町のような温泉町が並んでいる。これは、理由が想像しやすいものである。しかし一方で、茅ヶ崎市が99人増なのに対し、藤沢市が225人減、平塚市が360人減とある。（意外にも？、藤沢は人気がない。）この理由は地域特性では解けそうにない。なぜ、一昨年はこのような動きをしたのか、今後はどのような動きを見せるのか、考えてみたい。

（政策研究室 田中聡一郎）

■ お知らせ 平成19年度「職員研究員」を募集します

当政策研究室では、若手職員の人材育成と職員の意識改革をすすめることを目的に、平成18年度から「職員研究員制度」を開始しました。職員ポータルに掲示板等でも募集要項の形でお知らせしていきますが、この紙面を使って重ねてご案内したいと思います。みなさんからの応募をお待ちしています。

1 制度の概要

若手職員の政策研究能力や政策形成能力等を高めるため、自分が希望するテーマの研究を政策研究室で行っていく制度です。現在の職場に在籍したままで職員研究員としての兼務（併任）辞令の交付を受け、週の半分程度を政策研究員からの支援を得ながら研究に従事します。

2 対象職員及び募集人数

主査以下の職にある職員2人

3 研究期間

2007年6月1日から2008年1月31日までの8か月

※ 昨年度は6か月でしたが、今回期間を延ばしました。また、所属職場には臨時職員1名を最長2008年3月末まで配置することが可能となっています（昨年度は研究期間の6か月のみ配置）。

4 募集期間

2007年4月9日(月)から5月11日(金)まで

※ 紙面の関係から、申込方法その他は「募集要項」をご覧ください。

● 一期生からのメッセージ

資産税課 齋田一輝

職員研究員として政策研究室で過ごした6ヵ月はとても有意義な体験でした。この制度のおかげで藤沢市の実情を客観的に見る機会が増えました。学術的視点から市政を見たり、他市の政策との比較をする機会はそうそうないと思います。このような機会を与えていただきありがとうございました。

道路管理課 内田浩一

研究室はいろいろ情報が入ってくるので、研究以外でもたくさん勉強になると思います。

応募にあたって、実際どんな感じなのか、調整はどうするのか、聞いてみたいことがございましたら遠慮なくお声かけください。

藤沢市政策研究室
ニュースレター
Vol. 16 / 2007年3月発行

編集・発行 : 経営企画課 政策研究室 (本館2階)
TEL : (内線) 2173 (直通) 0466-50-3517
E-mail : research@city.fujisawa.kanagawa.jp

藤沢市政策研究室ニュースレターは、地方自治に関する最新の情報や政策動向を伝えるため、職員向けに毎月発行しています。掲載した内容は、研究員の個人的な見解です。